

オホーツク教育局管内公立小中学校教職員人事異動実施要項

昭和54年11月26日	網走教育局長決定
昭和61年10月20日	一部改正
平成10年10月 5日	一部改正
平成14年 9月13日	一部改正
平成17年 9月20日	一部改正
平成21年 3月31日	一部改正
平成22年 3月30日	一部改正
平成23年 3月31日	一部改正
平成23年 9月29日	一部改正
平成24年 3月30日	一部改正
平成25年 3月29日	一部改正
平成26年 4月 1日	一部改正
平成27年 4月 1日	一部改正
平成28年 4月 1日	一部改正
平成29年 4月 1日	一部改正
平成30年10月 4日	一部改正
令和元年 9月27日	一部改正
令和2年10月 6日	一部改正
令和3年10月 4日	一部改正
令和4年10月 5日	一部改正
令和5年10月 2日	一部改正
令和6年 7月29日	一部改正

管内公立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下「小学校」という。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下「中学校」という。）職員の人事異動は、この要項に基づいて実施する。

1 異動方針

- 管内教職員の人事異動は「北海道公立学校教職員人事異動要綱」（昭和53年9月29日北海道教育委員会決定）及び「北海道公立小中学校教職員人事異動実施要領」（昭和53年9月29日北海道教育委員会教育長決定）に定めるもののほか、以下の事項を基準として公正かつ円滑に実施する。
- 教育水準の向上と適正な学校運営の推進に資することを目指し、教職員一人一人の管内学校教育振興への理解と自己の教職経験を豊かにしようとする意欲を基盤に、広い視野と長期的展望を持つ異動に努める。

2 異動の基準

(1) 地域区分等

教職員一人一人が多様な経験を積むことができるよう、かつ勤務地の公平さを確保できるように管内の地域、学校を次のとおり区分する。

ア 地域区分

管内の市町村を斜里・網走・北見・遠軽・紋別の5つのブロックに区分する。

イ 学校区分

管内の小学校及び中学校をA及びBの2つの群に区分する。

ウ 地域区分・学校区分は、別表のとおりとする。

(2) 基準勤務年数

ア 各群における一校の基準勤務年数は、次のとおりとする。

(ア) A群の学校 6年

(イ) B群の学校 5年

イ 新採用者 4年

(3) 異動対象者

ア 基準勤務年数以上の者

イ 過員及び教職員構成上の不均衡によって特別の事情が生じた者

ウ 他教育局管内、異種学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）、札幌市（以下「他教育局管内等」という。）への異動を希望する者は、原則として2校以上経験した者で、2校目の基準年数を満たした者（3校目以降の基準年数は問わないものとする。）

ただし、管内2校目で現在斜里ブロック又は紋別ブロックに勤務する者については、現任校において4年以上勤務した場合、異動対象者としてすることができる。

エ 現任校に3年以上勤務し、斜里ブロック又は紋別ブロックへ異動を希望する者（新採用者を除く。）

オ 上記ア、イ、ウ、エの要件に達しないが、その他やむを得ないと認められる事情を有する者

3 異動上の留意点

- 在職期間中、斜里ブロック及び紋別ブロックを含む4つ以上のブロックを経験するものとする。
- 在職期間中、A及びBの2つの群の学校を経験するものとする。
- 同一ブロック内での勤務年数の限度は、網走・遠軽・北見ブロックは連続で12年、斜里・紋別ブロックは連続で18年とし、同一ブロック内での異動は他市町村への異動とする。
- 同一ブロック内での勤務年数が3の(3)の年数を超えた者の異動については、他ブロックへの異動とする。
- 同一校長年勤務者の異動については、他ブロック異動を原則とする。

- (6) 近親者の同一校勤務は、原則として避けるものとする。
- (7) 新採用者の異動は、同一群の学校を避けるとともに他ブロックへの異動を図る。
- (8) 新採用者の配置は、小規模校を避ける。
- (9) 共働者、自宅所有者については、他教職員との均衡を失しないよう異動に努める。
- (10) 斜里ブロック及び紋別ブロックを含む4ブロックの学校を経験した者の異動にあたっては、教職員の希望や勤務経験を考慮する。
なお、5ブロックの学校を経験した者の異動にあたっては、同一ブロック内異動も可能とする。
- (11) その他、上記によりがたい場合については別途協議する。

4 人事資料

- (1) 学校職員個人調書
学校職員個人調書は、全教職員が校長に提出する。
- (2) 教職員構成調書
 - ア 校長は、教職員構成調書を作成し、個人調書を添付のうえ所轄教育委員会に提出する。
なお、教職員構成調書には、適正かつ安定した学校経営を図るための意見並びに教職員の事情に関する意見を記載する。
 - イ 教育委員会は、校長の意見及び教職員の事情を十分把握し教職員構成調書に教育長意見を記載のうえ、個人調書を添付し教育局長に提出する。
- (3) 異種学校等転出希望者に係る資料
異種学校等への異動に必要な人事資料は、別に定めるところによる。

5 面接

教育局面接は、原則として実施しない。

6 その他

- 平成26年3月31日以前から、管内小学校及び中学校職員である者のブロック経験については、継続していることとする。
- 平成26年3月31日の時点で斜里町、小清水町、清里町のいずれかを経験している者については、斜里ブロック経験者と見なす。
- 平成30年10月4日一部改正でC群からB群となった学校に平成31年3月31日以前から勤務する者については、C群の基準勤務年数を適用する。
- 令和5年3月31日の時点で湧別小学校に勤務している者については、A群の基準勤務年数を適用する。